

の給水等に関する協定書

昭島市長（以下「甲」という。）と、事業主（以下「乙」という。）
とは、乙が昭島市 町 丁目 番 号に建設する標記の給水等について、次のと
おり協定を締結する。

(給水の方式)

第1条 当該建築物への給水は、配水管から分岐し、乙の受水タンクを介して給水を行うものとする。
なお、受水タンク以下装置の設計及び施工に当たっては「受水タンク以下給水施設の設置基準」（昭島市水道部基準）を準用するものとする。

(水道メーター等)

第2条 甲は、使用水量の計量、料金徴収等の業務を各給水単位（各戸）ごとに行うものとする。
ただし、受水タンク以下の各戸については、住宅専用とし、これ以外の用途に変更した場合には、すべての住宅に対し、甲は、上記の取り扱いを行わないものとする。
2 甲は、前項の業務を行うために、各給水単位ごとに水道メーター（以下「各戸水道メーター」という。）を設置し、乙が、維持管理するものとする。
3 甲は、受水タンクに至る給水管に水道メーター（以下「総括水道メーター」という。）を設置し、乙が、維持管理するものとする。
4 総括水道メーターの使用水量と受水タンク以下各戸水道メーターの使用水量との差が、総括水道メーターの使用水量の5%を越える場合は、5%を含めてその超える水量分を、乙が負担するものとする。

(維持管理等)

第3条 受水タンク以下及び受水タンクを経ない給水装置の維持管理は、甲が維持管理するものを除き、すべて乙の責任において行い、断水、漏水等の事故の際は直ちに修理し、常に正常に保つようにするものとする。
2 乙は、受水タンクの水質管理、清掃等については、昭島市給水条例及び同施行規程に規定する基準に準じて衛生管理を行い、常に正常な水の供給に心がけるものとする。
3 前2項に要する費用は、すべて乙の負担とし、万一事故等ある時は、入居者に周知徹底するものとする。

(開閉栓等)

第4条 給水の開始又は休止は、使用者等の申請により甲が行い、乙は無断で水道メーターの設置、撤去又はその他の器具により通水を行ってはならない。
2 乙は、使用者の転入転出等料金算出基礎に影響する事項があるときは、直ちに甲に届け出るよう入居者に周知徹底させるものとする。

(協定の承継)

第5条 乙が当該建築物を他に譲渡する場合は、この協定を新たな譲受人に承継するものとする。

(協議)

第6条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又は、この協定に定めない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲 住 所 昭島市朝日町四丁目23番28号
氏 名 昭島市長

乙 住 所
氏 名